

福岡県立朝倉光陽高等学校 同窓会・支部会補助制度規約

第1条(目的)

この規約は、同窓会員相互の親睦を深め、同窓会活動の活性化を図ることを目的とする。

第2条(補助対象の区分)

本制度の補助対象を以下のとおり区分する。

1. 同窓会: 同一卒業年次または同一クラス単位で開催される同窓会
2. 支部会: 支部単位で開催される支部会

第3条(個別の補助要件)

前条の区分に応じ、区分ごとに以下の要件を満たすこと。

1. 同窓会: 原則として、当該卒業年次または当該クラスの全員に開催案内を行い、10名以上が参加していること。
2. 支部会: 正式に設立された地域支部(14支部)のいずれかであること。

第4条(補助金額)

1. 同窓会: 同一卒業年次または同一クラスにつき年度内1回限りとし、30,000 円の補助とする。
2. 支部会: 参加者1名あたり 3,000 円を補助する。
ただし、各支部につき同一年度に2回までとする。

第5条(申請手続き)

補助金の申請は、以下の手順に従って行うものとする。

なお、事前の申請がない場合は、補助の対象外とする。

1. 事前申請(開催前)

開催前に「同窓会・支部会補助金事前申請書」を同窓会事務局へ提出すること。

この申請に限り、FAX による提出を認める。

(1) 同窓会: 申請書(申請者の押印必須)を提出。

(2) 支部会: 申請書(申請者及び支部代表者の押印必須)を提出。

2. 実績報告(開催後)

開催後3か月以内に「同窓会・支部会補助金実績報告書兼請求書」を同窓会事務局へ提出すること。

事後書類の FAX 提出は不可とし、郵送または学校窓口への持参によること。

(1) 同窓会：参加者名簿（卒業年次、氏名を記入。氏名は卒業時のもの）、領収書（原本）、集合写真（参加人数が確認できるもの）

(2) 支部会：参加者名簿、領収書（原本）、集合写真（参加人数が確認できるもの）

3. 年度末の取扱い（提出期限）

当該年度の予算で処理する実績報告の提出期限は、毎年2月25日（必着）とする。

2月26日から3月31日までの間に行われる懇親会及び同期間内に提出される実績報告については、すべて次年度の事業として取り扱うものとし、4月1日以降に受付及び次年度予算での交付を行う。

第6条（確認と支払い）

同窓会事務局は、提出された書類を確認し、申請内容に基づき、申請者が指定する口座へ補助金を振り込むものとする。ただし、申請内容に疑義が生じた場合、同窓会役員会（三役会）の判断を最終決定とする。

第7条（不正受給への対応）

虚偽の申請その他不正な手段により補助金を受領したことが判明した場合、同窓会役員会（三役会）は当該補助金の全額返還を求めることができる。

第8条（予算の制約）

本制度による補助金の総額は、同窓会が定める当該年度の予算の範囲内とする。予算の上限に達した場合、同窓会役員会（三役会）は、その時点をもって当該年度の補助金申請の受付を打ち切ることができる。